

朝霞リトルリーグ 会則



シンボルマーク周りの CHARACTER は品性、
LOYALTY は誠実、COURAGE は勇気です。

朝霞リトルリーグ野球協会

朝霞リトルリーグ会則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、朝霞リトルリーグ野球協会（以下朝霞リーグ）と称す。

第 2 章 事 務 所

第 2 条 この会の事務所を当該年度の事務局長宅（朝霞市）に置く。

第 3 章 目 的

第 3 条 朝霞リーグは朝霞市及び和光市内に居住する少年たちを対象に、リトルリーグのベースボールを通じてスポーツマンシップの精神を植えつけ、心身健全な人間形成を図ることを目的とする。

第 4 条 監督、コーチ及び委員は少年たちの人間形成を第一と考え、野球練習並びに試合の中で技術の向上または勝負を通じて、次の事柄を養う努力をする。

1. 正義を愛する心
2. 正直な人間形成
3. 忠実な心
4. 勇気ある人間
5. 尊敬の念
6. 互いに助け合い、励ましあう心

第 4 章 方 針

第 5 条 この会は、民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 他の野球チーム又はその機関と、スポーツマンシップの精神を以て協力し合う。
2. 営利を目的とするような行為は行わない。
3. 特定の政党や宗教団体に偏らない。
4. この会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の干渉も受けない。

第 5 章 会 員

第 6 条 この会の会員は、次の3種を以て構成する。

1. 選手会員

バンダリー（朝霞市及び和光市）内に居住するか、またはバンダリー外居住で当該リーグに承認された6歳から12歳までの朝霞リーグに選手登録した者及びその保護者

2. 一般会員

リトルリーグの目的に賛同し、積極的にチーム活動に参加を望む者

3. 賛助会員

リトルリーグの目的に賛同し、寄付を行なう者

第 7 条 会員は全て平等の義務と権利を有する。

第 6 章 会 計

第 8 条 会員のうち選手会員は会費を納めるものとする。その額は別に定める。

第 9 条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって運営する。

第 10 条 この会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

第 11 条 この会の会計は、予算に基づいて行なわれる。

第 12 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 7 章 運 営

第 13 条 朝霞リーグの運営は、会長、副会長その他各役員とその役員を主体とした各委員会により運営され、特に緊急を要する重要事項は役員会の決議によって決定することもある。

第 8 章 役員及び委員

第 14 条 この会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	1 名
事務局長	1 名	選手長 (父母会長)	1 名
会 計 係	1 名	監 査 役	1 名
婦 人 長	1 名	広 報 長	1 名
安 全 長	1 名	監 督	2 名
審 判 長	1 名		

2. 必要により、他の役員をおくことができる。

第 14 条の 2 役員会は前条の役員をもって構成し、朝霞リーグの運営に関する重要事項の審議決定を行う。

2. 役員会の決議は、出席者の過半数を以って決定する。

第 15 条 会長、副会長は、会計及び会計監査を兼ねることはできない。

第 16 条 第 14 条の役員は、それぞれ次の係の長に任ぜられる。

婦人係、広報係、安全係、審判係、監督・コーチ会

第 17 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第 18 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 19 条 事務局長は、会計事務及びベースボール技術に関する事務を除く一切の事務処理を行う。

第 20 条 第 17 条～第 19 条の役員を除く各役員の職務は別に定める。

第 21 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。万一役員に欠員を生じた場合は役員会において後任者を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

第22条 役員は定期総会において、選挙又は推薦によって選出する。選挙による選出の場合は父母会長が選挙管理委員となり役員選出事務を司る。

第9章 会計監査

第23条 会計監査は毎年1月を定期監査とし、また随時、会計監査を行なうことができる。

第10章 委員会

第24条 各係毎に委員会を構成し、随時会合を開く。また会長、副会長、事務局長も各委員会に出席し、意見を述べることもできる。

第25条 各委員会は総会の決議に基づき諸活動、運営の決議執行をする。また各委員会の連絡調整を図るとともに総会の議案を準備する。

第26条 各委員会は予算案を準備しなければならない。

第11章 総会

第27条 総会は選手会員の保護者、一般会員、賛助会員を以って構成し、この会の最高決議機関である。

2. 選手会員の保護者は、総会の成立、議決等において1家庭につき1会員として取り扱う。

第28条 総会は会長が招集し、議長は父母会長がその任に当たる。

第29条 総会は定期総会と臨時総会とする。

定期総会は毎年1月に、臨時総会は役員会で必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

第30条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、総会の決議は、出席者の過半数を以って決定する。

第31条 定期総会においては、前年度の活動報告並びに決算の承認、新年度の予算案、役員の選出、及び会則の変更などを審議決定する。

第12章 規則及び改正

第32条 朝霞リーグは、米国ウィリアムSPORT市にあるリトルリーグ国際本部が定めた野球規則及び規約を順守し、この会則に従い運営される。

第33条 朝霞リトルリーグ会則は、リトルリーグ規約及び野球規則に抵触しない限り、成立した総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第13章 付 則

第34条 慶弔、慰労、見舞金の内規は別に定める。

第35条 この会の目的を達成するために必要な細則は、別に定める。

第36条 この会則は昭和58年6月26日より施行する。

この会則は昭和59年6月 3日より施行する。

この会則は平成15年1月20日より施行する。

朝霞リトルリーグ細則

第 1 章 趣 旨

第 1 条 この細則は、朝霞リトルリーグ会則第 1 3 章第 3 5 条の規定に基づき会則の施行について必要な事項を定める。

第 2 章 会費の額及び納入方法

第 2 条 会則第 6 章第 8 条に基づき、会員の会費の額を次の通り定める。

1. 選手会員 入 会 金 3, 0 0 0 円 (入会時のみ)
維持会費
小学 2 年生以上 月額 3, 0 0 0 円
小学 1 年生 月額 1, 0 0 0 円
父母会費 月額 1, 0 0 0 円 (1 家庭につき)
2. 賛助会員 年額 1 口 1, 0 0 0 円として何口でも可

第 3 条 会費の納入は、毎月第一週目の練習日までに、会計係まで納入する。

第 4 条 会費の滞納は会計係が督促する。滞納が無届のまま 3 ヶ月以上に及んだ場合は、退会したものと見做す。但し止むを得ない傷病等により練習を 1 ヶ月以上休む必要がある場合は、保護者の休会届の提出があれば会費を免除することがある。また休会が 6 ヶ月以上に及ぶ場合は一旦退会して再入会する。

第 3 章 会議の機能

第 5 条 会議の種別、機能を次の通り定める。

(各種委員会)

連絡、調整及び必要事項の審議、活動を行なう。

(監督・コーチ会)

選手に関する事項、指導、試合、練習等に関する協議及び連絡
グラウンドに関する協議及び野球用具購入の審議及び決定。

第 4 章 各種役員及び委員会の役割

第 6 条 朝霞リーグの運営を円滑に推進させるため、委員会の役割は次の通り定める。

1. 選手長 (父母会長) 及び婦人係
 - イ. 会則 2 2 条及び 2 8 条の任に当たること
 - ロ. 選手のレクリエーション、慰労に関すること
 - ハ. 会員相互の親睦に関すること
 - ニ. 試合の応援、役務の動員に関すること

2. 会計係
 - イ. 会費の徴収並びに金銭の出納と記載事務に関すること
 - ロ. 選手または監督、コーチに関する傷害保険事務に関すること
3. 広報係
 - イ. 情報の収集、資料の保管
 - ロ. 選手募集に関すること
 - ハ. 朝霞リトルリーグ会報の発行
 - ニ. 各種印刷物の発行
4. 安全係
 - イ. グランド内外における選手の安全管理
 - ロ. 遠征、グラウンド移動等に必要な車両の手配
 - ハ. 野球用具の運搬及び保管管理
5. 審判係
 - イ. 審判員の採用及び審判技術の向上に努め、ルールの指導に協力すること
 - ロ. 朝霞リーグ代表派遣審判員に関すること
6. 監督・コーチ会
 - イ. 選手指導に関すること
 - ロ. グラウンドに関すること
 - ハ. 練習、試合、ミーティングに関すること
 - ニ. 大会の記録に関すること
 - ホ. 野球用具の安全点検、補充に関すること

第 5 章 監督及びコーチ

第 7 条 監督、コーチは毎年役員会の承認を経て編成する。新たな監督、コーチについても役員会の承認を受けるものとする。

第 8 条 全ての父母は、球場内での選手の行動について一切のことを監督、コーチに委任する。

第 6 章 表彰に関すること

第 9 条 個々の選手の技能または成績の比較に基づいて、リーグとしての表彰は、原則として行なわない。(個々の選手の技能または成績の比較に基づいて)

第 10 条 年間を通じて活動日（指定休日、公休扱い日を除く）に欠席しなかった選手に、努力賞（メダル）を授与する。

1. 金賞 公休日以外の活動日で、休みが 0
2. 銀賞 同上 休みが 1
3. 銅賞 同上 休みが 2～3

対象とする期間は毎年 12 月第 1 活動日から翌年 1 月最終活動日（合宿日程を含む）とする。但し中学生の場合は 8 月最終活動日とする。

指定休日とは、活動予定日のうち前以て監督・コーチ会から連絡指定のあった日。

公休扱い日とは、①学校行事で半日を超えて出席できない日 ②2親等内の冠婚葬祭に出席する時とし、いずれも事前の届出のあった場合に限る。

午前のみのお出席、午後からの出席ならびに活動時間を半日と定めた活動日の欠席は0.5日の欠席とする。

第7章 付 則

- 第11条 この細則は昭和58年6月26日より施行する。
この細則は昭和59年6月 3日より施行する。
この細則は平成15年1月20日より施行する。